

伐採工事会社の作業中における人身災害過去発生状況

年度	発生日	体制	センター(事業所)	災害発生状況	主原因	年齢	被災程度
27 年度	8/26	元請	鹿児島(川内)	被災者は、高低圧線への倒木をチェーンソーで切断する際、班長からの切断箇所の指示が部分的だったにもかかわらず、過去の経験により切断したところ、倒木の上部が電線の張力により跳ね上がり、腹部に激突し負傷	工法選定誤り	60	重傷
	10/30	元請	長崎(島原)	被災者は、傾斜した杉をチェーンソーで伐採作業中、伐採後の根元上がりによる危険を認識していたにもかかわらず、そのまま作業を継続したところ、根元が上がり始めた木に足をとられ、バランスを崩したところに伐木の上部が滑り落ち、右胸部に激突し圧迫負傷	危険予知不足	70	重傷
28 年度	4/20	元請	鹿児島(霧島)	被災者は、チルホールで吊った杉を伐採中、杉が土手の雑木がかかった(かかり木状態)にもかかわらず、土手の状態を確認しないまま、過去の体験により作業を継続したところ、土手が崩れ予期せぬ方向に杉が滑り落ち、腰に激突し腰椎を骨折	危険予知不足	64	重傷
	6/21	元請	福岡(福岡西)	被災者は、お客さまからの要望が多い箇所での高所作業車による伐採作業中、大枝とバケットの離隔がほとんど無い箇所を移動する際、気持ちの焦りからバケット操作パネル付近まで伏せた状態でバケットを旋廻させたところ、操作を誤り急旋回したバケットと大枝に頭部を挟まれ頸部を圧迫し負傷	危険予知不足	45	重傷
29 年度	8/6	下請	大分(中津)	被災者は、倒木し不安定な状態の樹木の幹に梯子を立てかけて伐採を行っていたところ、樹木が動搖し梯子が滑り始めたため、慌てて地上 1.7m付近から飛び降りたところ、両踵をアスファルトに強打し骨折	基本事項未遵守	62	重傷
	1/18	元請	鹿児島(鹿屋)	班長は、今まで経験の無い、根元が亀裂した後、長期間経過した大木の伐採にもかかわらず、伐採方法の具体的な指示をしておらず、被災者が過去の経験により伐採を行ったため、伐木の亀裂が拡大し左足にずり落ち、左足を骨折	工法選定誤り	48	重傷
30 年度	4/24	下請	鹿児島(奄美)	被災者は、昇木による伐採作業終了後、暑さにより早く降木するため、幹元で安全帯ロープ及び補助ロープを取り外し、梯子を使用せず降木しようとしたところ、掴んだ枝が折れ、体制を崩し、約 1.8m下の地上へ落下し胸椎を骨折	基本事項未遵守	36	重傷
	6/12	下請	福岡(甘木)	被災者Aは、緊急伐採作業に伴い、高所作業車の後方約 25mで交通誘導を行っていたところ、減速せずにブレーキで交通誘導箇所に進入してきた加害車両に約 10m跳ね飛ばされ負傷 その後加害車両は、高所作業車に追突したため、バケットに搭乗していた被災者Bが追突による衝撃で額を負傷	—	25 60	重傷 不休傷
30 年度	7/30	元請	宮崎(都城)	SK 操作棒を使用した伐採作業中、SK 操作棒のノコギリ部分が枝に噛み込んだため、伐採対象枝の直下に入ったところ、伐採中の枝が作業者の頭部・背中に落下し負傷	危険予知不足	23	重傷

網掛けは重傷（休業日数 14 日以上）